M&Aをもっと身近に。
M&AOnline

野村證券株式会社とノムラ　インターナショナル　ピーエルシー(NOMURA　INTERNATIONAL　PLC)他2者がOBARA　GROUP株式会社＜6877＞株式の変更報告書を提出

東証スタンダードのOBARA　GROUP株式会社＜6877＞について、野村證券株式会社他3者（後述）が2026年11月2日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

保有者4者

・野村證券株式会社

・ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー(NOMURA　INTERNATIONAL　PLC)

・ノムラ　セキュリテーズ　インターナショナル(NOMURA　SECURITIES　INTERNATIONAL,Inc.)

・野村アセットマネジメント株式会社

提出理由は「・１％以上の重要な契約の締結または変更」によるもの。

報告義務発生日は、2026年10月27日。